

4 - 電気事故件数総括表

4 - - 1 平成12年度

(自家用電気工作物設置者)

事故の種類 他社 事故波及		電気火災			感電死傷			電気工作物の 欠陥等による 死傷・物損			放射線			電気工作物の損壊						大局 局長 及び 指定	事故総件数					
		電 気 火 災			感 電 死 傷			電 気 工 作 物 の 欠 陥 等 に よ る 死 傷 ・ 物 損			放 射 線			電 気 工 作 物 の 損 壊												
		有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	主 要 工 作 物			そ の 他 の 工 作 物									
発 電 所	水 力													5	5									5	5	
	火 力					1	1							7	38	45				1				8	39	47
	原 子 力																									
	計					1	1							7	43	50				1				8	44	52
変 電 所														1	1									1	1	
送 び 配 電 特 電 線 別 線 路 高 及 圧 路	架 空					1	1							2		2				1				3	1	4
	地 中														1	1								1	1	
	計					1	1							2	1	3				1				3	2	5
高 配 電 線 圧 路	架 空													1		1								1	1	
	地 中																									
	計													1		1								1	1	
低 圧 配 電 線 路									1	1														1	1	
需 要 設 備	引 込 線 (備考1)					5	5		1	1							334		334	3				337	6	343
	受変電設備等 (備考2)	1	3	4	2	49	51	1	8	9				2	8	10	152		152	5				163	68	231
	負荷設備等 (備考3)	1	45	46		37	37		10	10					1	1	6		6					7	93	100
合 計		2	48	50	2	93	95	1	20	21				12	54	66	492		492	10				519	215	734

備考1．需要設備の受変電設備とは、電気設備に関する技術基準を定める省令第44条に基づく設備であって、発電所、変電所及び開閉所以外の設備をいう。

2．需要設備の負荷設備とは、受変電設備として区切られた箇所以降の配電設備を含む負荷設備をいう。ただし、構外に亘る電線路は除く。

3．需要設備の引き込み線とは、他の者から供給を受ける受電点（分岐点）から受電設備に至る電線路をいう。